

2023 年度 後期総会

2023 年 12 月 23 日

目次

1. 後期予算案
2. 後期決算報告
3. 収支内訳
4. 来年度前期予算案
5. 監査証明書
6. 夏合宿決算報告書
7. 議題
8. 会則
9. 弓の管理に関する諸規則

監査資料

監査日：2023年12月4日

配布資料：2023年度後期決算報告・収支内訳・2024年度前期予算案

2023年度後期予算案

<予想される2023年度前期決算修正>

2023年度前期修正前繰越金 ￥1,528,778

収入 なし
支出 なし

2023修正後後期繰越金.

￥1,528,778

<2023年度後期予算案>

2023年度後期修正後繰越金 ￥1,528,778

収入	入会金	￥4,000	(￥2,000×2)
	23年度前期会費	￥12,000	(￥3,000×4)
	23年度後期会費	￥426,000	(￥3,000×142)
	計	￥442,000	

支出	施設利用料	￥100,000
	弓具費	￥200,000
	印刷費	￥1,000
	交通費	￥5,000
	文具費	￥2,000
	郵送費	￥5,000
	オリエン関連費	￥7,000
	計	￥320,000

2023年度前期繰越金

￥1,528,778 + ￥442,000 - ￥320,000 = ￥1,650,778

2023年6月30日締め 同日作成

2023年度後期決算報告

<2023年度前期決算修正>

2023年度前期修正前繰越金 ￥1,528,778

収入 なし

支出 なし

2023修正後後期繰越金.

￥1,528,778

<2023年度後期決算>

2023年度修正後後期繰越金 ￥1,528,778

収入	利息	￥6	
	23年度前期会費	￥48,000	(￥3,000×16)
	入会金	￥20,000	(￥2,000×10)
	23年度後期会費	￥339,000	(￥3,000×113)
	立替金返却金	￥586,800	
	計	￥993,806	

支出	手数料	￥2,630	
	立替金	￥307,136	
	施設利用費	￥89,520	
	弓具費	￥39,413	
	三田祭関連費	￥257,509	
	定例射会景品代	￥9,084	
	計	￥705,292	

2023年度後期繰越金

￥1,528,778 + ￥993,806 - ￥705,292
= ￥1,817,292

2023年12月4日締め 同日作成

2023年度後期決算

7月収入

日付	金額	項目	対象
2	5000	入会金及び23前期会費	キシマ
	3000	23前期会費	キシ
3	3000		マエダ
4	5000	入会金及び23前期会費	ユウキソウタ
9	3000	23前期会費	ヤマザキ
11	5000	入会金及び23前期会費	カジタニ
13	3000	23前期会費	タカバヤシ
	3000		トヨダ
	30,000 計		

7月支出

日付	金額	項目	対象	備考
5	32400	施設利用費	世田谷	
	32,400 計			

預金	1,498,658
現金	40,310
期首金	1,538,968
収入	30,000
支出	32,400
変動額	-2,400
繰越金	1,536,568

8月収入

日付	金額	項目	対象
6	5000	入会金及び23前期会費	ウラタ
8	5000		スズキ
	5000		キムラ
9	5000		ザイマ
	5000		タカハシ
10	3,000	23前期会費	ホリエ
14	5,000	入会金及び23前期会費	ヒダカ
16	316,800	立替金返却金	合宿口座
21	6	利息	
25	5,000	入会金及び23前期会費	ヒメノ
	354,806 計		

8月支出

日付	金額	項目	対象	備考
14	270000	立替金	マイニコムネット	夏合宿(返却済)
	220	手数料		
	9,084	定例射会景品代	ウメダ	
	380	手数料		
28	17,280	施設利用料	世田谷	
	296,964 計			

預金	1,496,258
現金	40,310
期首金	1,536,568
収入	354,806
支出	296,964
変動額	57,842
繰越金	1,594,410

10月収入

日付	金額	項目	対象
13	3000	23後期会費	ハシモト
14	3000		カトウ
15	3000		ノノハラ
	3000		キシマ
16	3000		タケウチ
	3000		ナリタ
	3000		セキケイ
	3000		カラサウ
17	3000		サトウ
	3000		ヤマキ
18	3000		ヒロフタリ
	3000		ミノロギ
	3000		ツシマ
	3000		フルカフ
	3000		カフセ
22	3000		アオキ
23	3000		ホシ
	3000		タケウチ
	3000		ヨシヒロ
	3000		ヒダカ
24	3000		ヤツオ
	3000		ナカノ
25	3000		イシカフ
	3000		タケウチエミ
	3000		ミソグチノドカ
26	3000		ツツイ
	3000		タガタ
	3000		チバソウタ
	3000		タケムラアヤネ
27	3000		ヒロノ
	3000		ツムラ
29	3000		マチダ
	3000		オオムラ
	3000		キクチ
30	3000		キシマ
	3000		スズキ
	3000		チェン
	3000		ウエタ
	3000		モリ
	3000		テラミ
31	3000		カチハラ
	3000		イシハラ
	3000		マスナガ
	3000		ヤマグチ
	3000		イトウアユ
	3000		カジタニ
	3000		タケモト
	3000		タチバナ
	3000		イケダ
	3000		イシカフ
	3000		ムラセ
	3000		サカモト

10月支出

日付	金額	項目	対象	備考
2	37136	立替金	イシハラ	総会レンタル・賞状
	330	手数料		
17	36300	弓具費	ウチダ	
	440	手数料		
26	39840	施設利用費	世田谷	
31	3113	弓具費	ウメダ	内務バッグ補充
	270	手数料		
	117,429 計			

預金	1,554,100
現金	40,310
期首金	1,594,410
収入	264,000
支出	117,429
変動額	146,571
繰越金	1,740,981

	3000		ナカムラ
	3000		ニシキョウカ
	3000		テラサワ
	3000		タナカチナツ
	3000		ミフ
	3000		イシバシ
	3000		ハマオカ
	3000		タケシタ
	3000		イイダコウ
	3000		ウエダ
	3000		ヤマシタ
	3000		ユウキソウタ
	3000		マツヤマ
	3000		イシマル
	3000		クボタ
	3000		カネダ
	3000		ザイマ
	3000		ワダ
	3000		イシイ
	3000		イツシキ
	3000		キツ
	3000		オカ
	3000		ハヤマ
	3000		イノウ
	3000		イトウミサコ
	3000		イイダハルト
	3000		アシダ
	3000		アリマ
	3000		エダマツ
	3000		マツムラ
	3000		ミノグチタイヨウ
	3000		エノモト
	3000		タカサゴ
	3000		タカヤナギ
	3000		オオシマ
	3000		オビ
	264,000	計	

11月収入

日付	金額	項目	対象
1	3,000	23後期会費	カナガウミカ
	3,000		ニシムラコウスケ
	3,000		ニシムラユウイチロウ
	3,000		ミムラ
	3,000		ミナミユウタ
	3,000		オオクラ
	3,000		ウチダ
	3,000		タダ
	3,000		カナイ
	3,000		エザキ
	3,000		カナガウナオト
2	3,000		アオヤキ
	3,000		ダイゴ
	3,000		フクドメ
	3,000		ササキ
	3,000		ウメダ
3	3,000		スズキリサ
7	3,000		ホリエノカ
10	3,000		シマダ
	3,000		オオヌキ
12	3,000		オオノ
23	3,000		オオツチレイ
27	3,000		ナガノ
28	3,000		ヌシ
	72,000	計	

12月収入

日付	金額	項目	対象
2	3,000	23年度後期会費	ミヤウチ
	270,000	立替金返却金	夏合宿
	273,000	計	

11月支出

日付	金額	項目	対象	備考
2	66,540	三田祭関連費	オオノ	
16	440	手数料		
	108,876	三田祭関連費	三田祭実行委員	
17	220	手数料		
27	82,093	三田祭関連費	エスグラフィック	
28	330	手数料		
	258,499	計		

預金	1,700,671
現金	40,310
期首金	1,740,981
収入	72,000
支出	258,499
変動額	-186,499
繰越金	1,554,482

12月支出

日付	金額	項目	対象	備考
	0	計		

預金	1,514,172
現金	30,120
期首金	1,544,292
収入	273,000
支出	0
変動額	273,000
繰越金	1,817,292

計	993,806
利息	6
23年度前期会費	48,000
入会金	20,000
23年度後期会費	339,000
立替金返却金	586,800
計	993,806

計	705,292
手数料	2,630
立替金	307,136
施設利用費	89,520
弓具費	39,413
三田祭関連費	257,509
定例射会景品代	9,084
計	705,292

2024年度前期予算案

<予想される2023年度後期決算修正>

2023年度後期修正前繰越金 ￥1,817,292

収入	入会金	￥2,000	(￥2,000×1)
	23年度後期会費	￥90,000	(￥3,000×30)
	計	￥92,000	

支出 なし

修正後予想後期繰越金

￥1,817,292 + ￥92,000 = ￥1,909,292

<2024年度前期予算案>

2024年度前期修正後繰越金 ￥1,909,292

収入	入会金	￥100,000	(￥2,000×50)
	24年度前期会費	￥420,000	(￥3,000×140)
	計	￥520,000	

支出	施設利用料	￥100,000
	弓具費	￥50,000
	コンパ関連費	￥50,000
	印刷費	￥1,000
	交通費	￥5,000
	文具費	￥2,000
	郵送費	￥5,000
	計	￥213,000

2024年度前期繰越金


￥1,909,292 + ￥520,000 - ￥213,000 = ￥2,216,292

2023年12月4日締め 同日作成


以上の通り、2023年度後期の合宿における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会

合宿担当

三輪 あか 


合宿担当

大野 大暉 

以上の通り、2023年度後期における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会

財務

茂木 結 

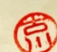
以上の会計報告を本同好会の趣旨に合致したものとし、これを承認致します。

慶應義塾大学弓道同好会

会計監査

遠藤 鈴奈 

会計監査

古川 ひより 

2023年 12月 4日

2023 年度 後期合宿会計報告

2023 年 7 月 1 日～12 月 2 日

2023 年度夏合宿の収支報告を以下に記録いたします。

(収入の部)

項目	決算額
前回繰越金	90,293
合宿費振込	3,353,700
計	3,443,993

(支出の部)

項目	決算額
宿泊代	2,012,480
宿予約金	250,000
バス代	760,650
高速道路代	55,200
保険代	48,600
必要経費	143,820
計	3,270,750

必要経費の内訳は以下の通りです。

項目	決算額
コンパ代（お菓子・ジュース代）	5,667
コンパ追加代	28527
レク景品+コンパ代（飲み物）	36,907
レク賞品	9,072
日輪杯 合計	49,511
団体	23,525
男子個人	12,020
女子個人	11,590
新人王・女王	2,376
内務買い出し（ゲーム的等）	6,380
手土産代	2,289
輸送代	1,705
雑費	3,762
計	143,820

○参加費一覧

36期	一色奏都	33,200
	村瀬あかり	33,200
	忠内也哉子	33,200
	坂本麻央	33,200
	杉山空	33,200
	金井亮	18,700
	南雄太	18,700
	古川ひより	18,700

37期	石原響	24,700
	大野大暉	45,700
	竹本佳歩	45,700
	内田くるみ	45,700
	鈴木雄介	45,700
	三輪あすか	45,700
	菊池裕揮	45,700
	堀江乃々夏	33,200
	枝松亜希子	24,700
	鈴木里彩	23,600
	伊藤亜優	45,700
	梅田哲寿	45,700
	山口拓未	45,700
	廣渡和真	45,700
	對馬諒	33,700
	山下桃佳	45,700
	寺澤実紗	45,700
	青柳樹	33,700
	鍛原綾吾	45,700
	菅野翔太	45,700
	島田愛里	24,700

38期	上田慈音	45,700
	川瀬永真	45,700
	足田悠斗	45,700
	八尾凜	45,700
	橋本優香	45,700
	醍醐裕子	45,700
	中野利菜	45,700
	柄澤悠飛	45,700
	池田直太郎	45,700
	植田光琉	45,700
	竹内優乃介	45,700
	金盛悠太	45,700
	大島一俊	45,700
	千葉颯太	45,700
	林律希	45,700
	高柳晴仁	45,700
	多田宗大朗	45,700
	石川光歩	45,700
	松山周平	45,700
	田中智奈都	45,700
	筒井璃紗子	45,700
	成田理紗	45,700
	金田有生	45,700
	加藤初百合	23,600
	吉弘麗織	45,700
	小尾遥香	45,700

	久保田咲	45,700
	金川美夏	45,700
	武村綾音	45,700
	濱岡太一	45,700
	大村明佐	45,700
	結城創太	45,700
	町田優衣	23,600
	金川眞士	45,700
	大槌怜	45,700
	柘永愛莉	33,200
	藤本泰地	33,200
	立花洋陽	45,700
	弘埜将伍	45,700
	西村優一郎	45,700
	田形優雅	45,700
	中村俊貴	45,700
	溝呂木洸樹	45,700
	溝口和華	45,700
	青木優希	45,700
	津村忠明	45,700
	永野雄大	45,700
	塗師斗真	45,700
	加納結希	45,700
	竹内笑美	45,700
	宮内愛莉	45,700
	石川洋平	45,700

よって現時点での差引残高は 173,243 円となり、2024 年度前期に繰越いたします。

上記の通り報告いたします。

2023 年 12 月 3 日 合宿担当 大野大暉
三輪あすか

令和5年12月5日

「指導」の新設について

37期 日吉代表内務

梅田 哲寿

1. 提案

指導の方針を決定する役割として「指導」を役員に追加する。

2. 現状・問題点

参加者の増加に伴い、以前と比べ練習回数は約1.5倍から2倍ほど増加した。しかし、道場責任者の増員は行われておらず、日吉代表内務の参加負担が大きくなっている。また、日吉代表内務は練習中の安全管理を担当しているが、現状指導も日吉代表、経験者内務を中心として行われており、事故防止の観点からこれらの業務を分担する必要がある。

3. 具体案

詳細は「指導マニュアル」を参照。以下要点を抜粋する。

通常業務

・指導方針決定

練習前に参加者の進捗を考慮した指導案を日吉代表、内務と共有する。

・道場責任者としての練習参加

現在練習の開催は原則日吉代表内務から責任者2名の参加を必要とする。これに指導2名を加え、道場責任者を6名から構成されるものとする。

臨時業務

・初心者弓具購入会

購入会参加者及び引率者の日程調整をし、弓具店と連絡を取る。

・審査練習の計画立案

5月、12月に実施される昇段審査に向けた練習について、回数や指導方法などを日吉代表内務と共に決定する。

4. 補足事項

2022年以前に設けられていた「指導主任」は特定の人に指導の負担が偏るという懸念から廃止された。それを踏まえ本役員の業務は、サークル全体で指導をしていくことを目標としたものである。これを実現することで初心者の上達促進、経験者の練習時間確保、サークル内交流の活発化を目指す。

令和5年12月5日

役員システムの変更に伴う会則の変更について

37期 石原響

1. 提案

2023年度後期総会において行われる予定の、役員システム変更に伴う、弓道同好会会則の改訂。

2. 現状・問題点

システム変更が可決された場合、会則を改訂しなければならない。会則第5章改正(改正の決議)第13条に則り、本会執行則の改正は、役員会において出席役員の3分の2以上の賛成を必要とする。よって総会において可決をとる必要がある。

3. 具体案

変更点のみ抜粋

弓道同好会会則

・第4章 役員及び役員会

(役員)第19条 役員は、次に掲げる通り設けられる。～

→十一 主に指導方針決定及び日吉代表、内務とともに道場責任者を担う、指導(仮)2名以上

を追加。(補足事項参照)

弓道同好会 会執行則

・第1章 活動の運営

(練習)第1条 会則第2条第二項第一号の練習は、次に掲げる練習により構成される。一 慶應義塾大学平常期間中、原則土日に開催される平常練習 二 慶應義塾大学休業期間中に開催される集中練習 三 合宿中に開催される合同練習 四 学生審査前に開催される審査練習 五 前四号に定める練習の他、臨時に開催される臨時練習 2前項第一号から第五号の練習は、日吉代表又は内務のうち、2名以上の出席を必要とする。 3 第一項各号の練習は、原則として自由参加とする。

→2前項第一号から第五号の練習は、日吉代表又は内務、指導(仮)の内、2名以上の出席を必要とする。なお、安全管理、運営の観点から、日吉代表又は内務から最低一人の出席は必要とする。

に変更。

4. 補足事項

十 熟練度の高い者を以て任じられ、練習時の指導を総括する指導主任 1名以上

十一 対外交流試合の企画及び運営を行う連合役員 1名以上

十二 臨時練習を統括する臨時練習担当 1名以上

2023年度前期総会において、十、十二項は削除されたため、改訂後は、

十 対外交流試合の企画及び運営を行う連合役員 1名以上

十一 主に指導方針決定及び日吉代表、内務とともに道場責任者を担う、指導(仮)2名以上となる。

慶應義塾大学弓道同好会 会則

2020.12.19 改正

我々弓道同好会は、弓道に親しみたいが体育会に入ること考えていないという人に弓道に親しむ場を提供し、弓道を愛する人々が集い友情を育むコミュニティーを打ち建てんがために創立された。

画一性を嫌う創立の主旨から、弓道に対する熱意・態度は基本的に個人に任される。よって練習は原則として自由参加である。また上下関係その他による不合理な強制力も排除する。但し、弓道への愛情と弓道人としての品位が会員全員に要求される事はもちろんのことである。

弓道同好会会員は、お互い弓道に対する熱意を喚起しあい、技術の向上をめざすことをその理念とする。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、弓道同好会と称する。また、KQC (Keio Q-do Club)及び慶弓会を略称として用いることを認める。

(目的)

第2条 本会は、弓道の習得向上とともに、弓道を志す者の相互の親睦を図る事をその目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- 一 練習
- 二 合宿
- 三 学生審査の受審
- 四 対外交流試合
- 五 前四号に付帯又は関連する一切の活動

(機関構成)

第3条 本会は、総会、役員会及び監査役を設置する。

第2章 会員

(会員) 第4条 本会は、次に掲げる会員によって構成される。

- 一 原則として慶應義塾大学学部学生により構成される本会員
- 二 原則として慶應義塾大学院生により構成される準会員

(権利)

第5条 会員は、原則として第2条2項各号に掲げる活動に参加する権利を有する。

- 2 本会員は、総代表及び日吉代表を選定し、これを罷免する権利を有する。
- 3 本会員は、本会運営に関するいかなる事項に関しても請願又は提言する権利を有する。

(義務)

第6条 会員は、本会主旨を守る義務を負う。

第3章 総会

(最高機関)

第7条 総会は、本会の意思決定における最高機関である。

(構成) 第8条 総会は、本会員により構成される。

(総会決議事項) 第9条 総会は、本会員が提案した議題及び議案で、役員会において審議されたものについて、決議をすることができる。

- 2 総会は、報告された事項について、修正の指示及び承認をすることができる。

(招集) 第10条 定時総会は、前期、後期の年2回招集する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。ただし、本会員の5分の1以上の要求があれば、役員会はその召集を決定しなければならない。

(招集手続) 第11条 総会を招集するには、総会の日々の2週間前までに、本会員に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、本会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 定時総会を召集するには、定時総会の招集を決定する役員会の日の 2 週間前までに、本会員に対して議題及び議案を募集しなければならない。

(招集権者及び議長) 第 12 条 総会は、役員会の決議によって日吉代表が招集する。ただし、やむを得ず日吉代表が召集できないときは、総代表が招集する。

2 総会において、召集を決定した役員会においてあらかじめ定められた副代表が議長となる。ただし、やむを得ずあらかじめ定められた副代表が議長となれないときは、他の副代表が議長となる。

(議事)

第 13 条 総会は、全本会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は、出席本会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

3 本会員は、全本会員の 3 分の 2 以上の署名を以て総会に役員会不信任案を提出できる。

(役員の出席義務) 第 14 条 役員は、総会に出席する義務を負う。ただし、やむを得ず出席できない場合は、活動報告その他必要な事項の報告を他の役員に委任することができる。

(総会の決議等の省略) 第 15 条 本会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 役員が本会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使) 第 16 条 本会員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、原則として代理人は議長とする。

2 前項の場合には、本会員は委任状を総会ごとに提出しなければならない。

(議事録) 第17条 総会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、総会終了後これを全会員に告示しなければならない。

第4章 役員及び役員会

(役員) 第18条 役員は、次に掲げる通り設けられる。ただし、止むを得ない事情がある場合には、各役員を兼任する事ができる。

一 本会の総ての会員を代表する、学生責任者である総代表1名 二 総代表を補佐する副代表2名 三 本会の事務を総括する主務1名 四 日吉キャンパスの会員を代表し、OB会への連絡の責任者となる日吉代表1名 五 コンパ及びオリエンテーション等の企画及び運営を担当する総務1名以上

六 会費の徴収及び一般会計の管理を担当し、総会に於いて会計報告をする財務1名以上

七 道場の確保、本会所有の用具の管理、会員への連絡及び公的書類の保管等を担当する内務2名以上 八 対外的な業務、特に昇段審査受審の手続きを行う外務1名以上 九 合宿の企画及び合宿会計を担当し、総会に於いて合宿会計報告をする合宿担当1名以上

十 熟練度の高い者を以て任じられ、練習時の指導を総括する指導主任 1名以上

十一 対外交流試合の企画及び運営を行う連合役員 1名以上 十二 臨時練習を統括する臨時練習担当 1名以上

(選任及び解任の方法)

第19条 総代表及び日吉代表の選出は、総代表日吉代表選挙管理要綱に定めるところによる。

2 総代表は、日吉代表を承認した後、副代表及び主務を任命する。任命は、総会にて指名された日から10日以内に行わなければならない。

3 日吉代表は、総代表から承認を得た後、総代表、副代表及び主務以外の役員を任命する。任命は、総会にて指名された日から10日以内に行わなければならない。ただし、補欠又は増員などやむをえない場合はその限りでない。

4 総代表は、任意に役員を罷免する事ができる。

(役員の権利) 第20条 役員は、その職務の内容について、引継資料を作成する権利を有する。ただし、その内容は、本会則及び会執行則を逸脱してはならない。

(役員の義務) 第21条 役員は、前条に規定される文書及びそれに準ずる内容について、開示請求があったときは、開示請求者に対し、すみやかに当該内容を開示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる内容については、この限りではない。

一 会員の個人情報など、開示により個人の権利利益を害することが明白であるもの 二 識別符号など、開示により職務の遂行に影響を与えることが明白であるもの 第22条 役員は、その職務に関して知りえた個人情報及びそれに準ずる内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(不信任) 第23条 役員会は、総会で役員会不信任案が可決されたときは、解散しなければならない。

2 前項の場合、役員会は新たに総代表及び日吉代表が任命されるまで、引き続きその職務を行う。(任期)

第24条 役員の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した役員の任期は、その選任時に在任する役員の任期の満了すべき時までとする。

(役員会の招集) 第25条 役員会は、日吉代表が招集する。やむを得ず日吉代表が招集できないときは、総代表が招集する。

2 役員会の招集通知は、各役員及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 役員会は、役員及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第26条 役員会の決議は、全役員の3分の2以上が出席し、出席役員の過半数をもって行う。

2 第11条3項により議題又は議案を提出した本会員は、役員会に出席し、当該議題又は議案の説明をすることができる。

(役員会の決議等の省略) 第27条 役員が役員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2 役員又は監査役が役員及び監査役の全員に対して役員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を役員会へ報告することを要しない。

(役員会議事録) 第28条 役員会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、役員会終了後これを全構成員に告示しなければならない。

(会執行則)

第29条 役員会に関する事項は、本会則のほか、役員会において定める会執行則によるものとする。

第5章 監査役

(職務)

第30条 監査役は、その良心に従い役員会及び総会から独立してその職権を行使しなければならない。

2 監査役は、会計に対して妥当性及び違法性の監査を行う。

(選任及び解任の方法) 第31条 総代表は、2年生以上から2名を監査役に指名する。

ただし、役員は監査役を兼任する事は出来ない。

2 監査役の任命は、総会において、全本会員の3分の1以上が出席し、出席した本会員の過半数の決議をもって行う。

3 監査役の解任は、総会において、全本会員の3分の1以上が出席し、出席した本会員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行う。

第32条 監査役の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、やむを得ない場合は再任することができる。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

第6章 会計

(構成)

第33条 本会会計は、通常の会計を行う一般会計及び合宿関係の合宿会計からなる。

2 一般会計は、主に会費を収入源とし、全構成員の利益に基づいて処理される。

3 合宿会計は、主に合宿担当が定めた各合宿参加費を収入源とし、当該合宿の参加者の利益に基づいて処理される。

(権限)

第34条 本会会計を処理する権限は、総会の議決に基づいて行使しなければならない。

(会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

また、決算は次に掲げる半期ごとに行う。

一 前期は、後期総会の13日前から前期総会の14日前とする。

二 後期は、前期総会の13日前から後期総会の14日前とする。

(予算)

第36条 役員会は、前条に定める会計年度の予算を上半期及び下半期毎に作成し、監査役の承認後、総会にて会員に告示しなければならない。

(会計報告)

第37条 役員会は、総会に於いて少なくとも年2回会計報告を行わなければならない。

(会費等) 第38条 本会の入会金は、2,000

0円とする。

2 本会員は、半期毎に次に掲げる会費等を納入する義務を負う。また、必要に応じて新入生歓迎費を納入する義務を負う。

一 3,000円の前期会費 二

3,000円の後期会費 三 1,0

00円の休会者半期所属費

3 準会員は、年間5,000円の会費を納入する義務を負う。

4 第二項第一号及び前項の会費の納入締切期日は、4月末日とする。

5 第二項第二号の会費の納入締切期日は、創立記念パーティー当日とする。

6 第一項、第二項各号及び第三項の会費等は、一般会計に属する。

7 第二項の新入生歓迎費は、本会への新入生勧誘のための諸活動に使われ、その余剰金及び不足金は一般会計に属する。

(会員の会費納入義務) 第39条 会員は、第35条に定める会費を納入しなければならない。ただし、経済的理由等による会費納入義務の免除及び納入期日の延期は、役員会の裁定で実施し、総会にて報告しなければならない。

(会費の変更)

第40条 本会会費の変更は、役員会によってこれを決定し、総会の議決を必要とする。

第7章 処分 (除名処分) 第41条 役員会は、次に掲げる項目に該当する会員に対する除名処分を決議できる。 一 総会が開会されるまでに会費を納入しなかった者

で、会費の納入意思が認められない者

二 本会の主旨に反した者 三 本会の

名誉を著しく毀損した者 四 本会に対

して著しい損害を与えた者

2 前項第二号から第四号の会員に対する除名処分は、総会の承認を必要とする。

第8章 退会及び休会

(退会)

第42条 本会を退会する者は、退会の旨を役員会に申し出なければならない。

(休会)

第43条 本会に在籍する意志がありながら、勉学上の理由等により練習への参加が困難になった会員は、休会届を役員会に提出し、それが受理された場合には第35条に定める所属費を納入しなければならない。

2 休会者は、原則として第5条の権利を有しない。ただし、会費の納入を納入すればこの限りで無い。

第9章 改正

(改正の決議)

第44条 本会則の改正は、総会に於いて出席本会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10章 附則

(会則に定めのない事項) 第45条 本会則に定めのない事項は、すべて法令の定めるところによる。

KQC における弓の管理上の諸規則 (改正版)

KQC では現在多数の共有弓を保有している。共有財産たる弓の紛失などを防止し、その所在等を適切に管理し、各会員が支障なく弓道を行えるよう、以下にいくつかの諸規則を定める。各会員にはこれを熟読の上、順守するよう求める。

一章. 弓の貸し出し、返却一条 KQC が保有する弓を個人が持ち帰る場合、必ずその旨をその日の練習時に内務 に報告する。

その際、①持ち帰る弓のキロ数と番号

②弓の返却予定日（4週間以内）の2点を必ず同時に内務に報告し、承認を受ける。

二条 弓の返却は予定日（4週間以内）までに必ず行う。万が一やむを得ない事情により返却が遅れるなどの事態が発生した場合、すぐに内務まで連絡する。

三条 4週間以内の弓の返却が困難であると内務が判断した場合は弓の貸し出しを認めない事がある。ただし合宿や連合等考慮すべき事情があればこの限りでない。

四条 弓を無断で持ち帰る、返却予定日を超えても返却せず連絡もしないなど、弓の取り扱いに関して問題があると認められる時には、日吉代表と内務の協議のうえで該当者に対し最大で6か月間KQCの弓の使用を認めない場合がある。

五条 仮入会期間中は新入生による弓の持ち帰りは原則として認めない。

六条 総会の委任状の未提出者や出欠連絡を怠る者は、弓を貸し出すに相応しくないとし、最大6か月間KQCの弓を使用する権利を失う場合がある。

七条 以前行っていた弓の点数制による管理は廃止する。

二章 個人が所有する弓の管理
八条 個人が所有する弓に関しては、原則として各自が自宅等で管理する。日吉代表や内務から許可がある場合を除き、道場に個人の弓を置いておくことは認めない。

九条 個人が所有する弓に関しては、損傷等の損害は全て自己責任とする。ただし弓の使用や補修等の際に、筆粉やギリ粉、替え弦や握り革などKQCが所有する道具を適宜使うことができる。

三章 弓の管理について
十条 経年劣化等による歪みなどのため、使用が危険、もしくは不可能と判断された弓に関しては、これを廃棄する。

廃棄の判断・実施については内務に一任する。

十一条 KQCの弓を使用中に、弦が切れる、中仕掛けや握り皮がぼろぼろになるなど使用に支障をきたした場合には、原則としてその起因者が整備・補修を行う。新規に弓を使う際に既に整備・補修が必要だった場合には新規使用者が整備・補修を行う。その際、替え弦や握り革などKQC所有の道具を適宜使用することが出来る。初心者は、必要に応じ経験者の指

示を仰ぐ。なお、補修に際し弓具店に依頼する必要があると内務が判断した場合には費用はKQCの予算から支出する。

十二条 弓袋に穴が開くなど、持ち運びや保管に問題が生じた場合は内務まで報告する。個人所有の弓を除き、個人の判断で弓袋を交換することは禁止する。

十三条 KQCの弓を使用する場合、各会員の名前を弓の管理リストに必ず記載する。管理リストへの記載は内務が行い、各会員は自分の使用弓を内務に報告する。

十四条 弓の管理リストへの名前の記載後は、原則としてその弓を使用する。使用する弓を変更する場合は必ず内務に報告する。

十五条 弓の管理リストへの名前の記載後、長期間弓の使用がない場合は当該者に連絡を取った上でほかの会員との共有になる場合がある。

十六条 そのほか弓の管理については日吉代表、内務の指示に従う。 2016.8.3 (2016.12.24 一部改正)

KQCにおける弓の管理上の諸規則（改正版）

KQCでは現在多数の共有弓を保有している。共有財産たる弓の紛失などを防止し、その所在等を適切に管理し、各会員が支障なく弓道を行えるよう、以下にいくつかの諸規則を定める。各会員にはこれを熟読の上、順守するよう求める。

一章. 弓の貸し出し、返却

一条 KQCが保有する弓を個人が持ち帰る場合、必ずその旨をその日の練習時に内務に報告する。

その際、①持ち帰る弓のキロ数と番号

②弓の返却予定日（4週間以内）

の2点を必ず同時に内務に報告し、承認を受ける。

二条 弓の返却は予定日（4週間以内）までに必ず行う。万が一やむを得ない事情により返却が遅れるなどの事態が発生した場合、すぐに内務まで連絡する。

三条 4週間以内の弓の返却が困難であると内務が判断した場合は弓の貸し出しを認めない事がある。ただし合宿や連合等考慮すべき事情があればこの限りでない。

四条 弓を無断で持ち帰る、返却予定日を超えても返却せず連絡もしないなど、弓の取り扱いに関して問題があると認められる時には、日吉代表と内務の協議のうえで該当者に対し最大で6か月間KQCの弓の使用を認めない場合がある。

五条 仮入会期間中は新入生による弓の持ち帰りは原則として認めない。

六条 総会の委任状の未提出者や出欠連絡を怠る者は、弓を貸し出すに相応しくないとし、最大6か月間KQCの弓を使用する権利を失う場合がある。

七条 以前行っていた弓の点数制による管理は廃止する。

二章. 個人が所有する弓の管理

八条 個人が所有する弓に関しては、原則として各自が自宅等で管理する。日吉代表や内務から許可がある場合を除き、道場に個人の弓を置いていくことは認めない。

九条 個人が所有する弓に関しては、損傷等の損害は全て自己責任とする。ただし弓の使用や補修等の際に、筆粉やギリ粉、替え弦や握り革などKQCが所有する道具を適宜使うことができる。

三章. 弓の管理について

十条 経年劣化等による歪みなどのため、使用が危険、もしくは不可能と判断された弓に関しては、これを廃棄する。廃棄の判断・実施については内務に一任する。

十一条 KQCの弓を使用中に、弦が切れる、中仕掛けや握り皮がぼろぼろになるなど使用に支障をきたした場合には、原則としてその起因者が整備・補修を行う。新規に弓を使う際に既に整備・補修が必要だった場合には新規使用者が整備・補修を行う。その際、替え弦や握り革などKQC所有の道具を適宜使用することが出来る。初心者は、必要に応じ経験者の指示を仰ぐ。なお、補修に際し弓具店に依頼する必要があると内務が判断した場合には費用はKQCの予算から支出する。

十二条 弓袋に穴が開くなど、持ち運びや保管に問題が生じた場合は内務まで報告する。個人所有の弓を除き、個人の判断で弓袋を交換することは禁止する。

十三条 KQCの弓を使用する場合、各会員の名前を弓の管理リストに必ず記載する。管理リストへの記載は内務が行い、各会員は自分の使用弓を内務に報告する。

十四条 弓の管理リストへの名前の記載後は、原則としてその弓を使用する。使用する弓を変更する場合は必ず内務に報告する。

十五条 弓の管理リストへの名前の記載後、長期間弓の使用がない場合は当該者に連絡を取った上でほかの会員との共有になる場合がある。

十六条 そのほか弓の管理については日吉代表、内務の指示に従う。

2016.8.3 (2016.12.24 一部改正)